

平成 28 年 8 月 9 日

東大阪市長 野田 義和 様

地方独立行政法人

市立東大阪医療センター評価委員会

委員長	津 森 孝 生
職務代理者	今 中 雄 一
委員	伊 藤 ヒロコ
委員	北 野 恵 子
委員	塩 尻 明 夫
委員	田 中 崇 公
委員	米 山 隆 夫

意 見 書

地方独立行政法人市立東大阪医療センターに係る業務方法書（案）、中期計画（案）及び役員報酬等の支給基準（案）について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項、法第 26 条第 3 項及び法第 56 条第 1 項において準用する法第 49 条第 2 項の規定に基づく当評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

- 1 法第22条第1項の規定に基づく業務方法書について、別添のとおり定めることが適当と判断します。
- 2 法第26条第1項の規定に基づく中期計画について、別添のとおり定めることが適当であると判断します。なお、審議では、目標について極力数値化し、数値で表すことができない目標については、具体的な取り組み内容を明記すること、また、その目標値を設定するにはボトムアップにより全職員が関与し、設定した目標は管理責任部署及び責任者を明確にすることにより経営意識を持つ組織を目指すこと等の意見を申し上げました。

今後はこの中期計画（案）に掲げる各事項を着実に達成することを通して、積極的に経営の健全化及び良質で安全な医療の提供に努めていただくようお願いします。

- 3 法第 56 条第 1 項で準用する法第 48 条第 2 項の規定に基づく役員の報酬等の支給基準について、意見の申し出はありません。